

おとな用

【記載例】 予防接種予診票等発行申請書

(宛先) 前橋市長

下記のとおり、予防接種予診票等の発行について申請をします。

申請日 令和 7 年 4 月 1 日

申請者	フリガナ 氏 名	マエバシ タロウ 前橋 太郎		被接種者 との続柄	☒ 本人 ☐ その他（ ）
	住 所 (住民票上)	〒371-0014 前橋市朝日町 3 丁目 36-17			
	電話番号	027-000-0000			
(予 防 接 種 を 受 け る 方)	フリガナ 氏 名	☒ 申請者 と同じ			
	住 所 (住民票上)	☒ 申請者 と同じ	〒 前橋市		
	生年月日	大正 昭和 25 年 1 月 1 日 (75 歳)			
申 請 理 由		☒ 紛失 ☐ 転入 ☐ その他（ ）			
必要な予診票等 (ワクチンの種類)		☒ 【定期】 带状疱疹 (市内で接種) ☐ 【定期】 带状疱疹 (市外で接種) ☐ 高齢者肺炎球菌 ☐ 高齢者インフルエンザ ☐ 新型コロナウイルス		どちらか該当する方に✓を入れてください。 ☒ 65 歳以上の方 (肺炎球菌は 65 歳のみ) ☐ 60 歳以上 65 歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫の機能で身体障害者手帳 1 級、または同程度であると医師が判断した方 (带状疱疹は免疫機能による障害の場合のみ)	
		☐ 【任意】 带状疱疹予防接種通知書 (50 歳以上) ☐ その他（ ）			
送付先変更の有無		住民票上の住所以外への郵送を希望する場合、別途「予防接種関係書類送付先変更依頼書」の提出が必要です。 令和 6 年 4 月以降に「予防接種関係書類送付先変更依頼書」を提出し、送付先を変更している場合はチェックを入れてください。			
		☐ 令和 6 年 4 月以降に送付先変更済み			

〈注意事項〉

- ・ 高齢者の予防接種はそれぞれ助成回数が決まっています。助成回数を超えた分の接種費用は全額自己負担となりますので、申請の際には必ず過去の接種履歴を確認してください。
- ・ 転入の場合、前橋市での接種履歴が無くても、前住所地で助成回数分の接種を受けたことがある方は、助成の対象外となります。前住所地での接種履歴については、前住所地の予防接種担当にご確認ください。

■市確認欄

受付日		対応者		本人確認	免・保・マイ・在留・その他（ ）
委任状の有無	☐ 無 (同一世帯) ☐ 有 (別世帯)	発行状況		☐ 発行済 ☐ 未発行	

お手続きに必要なもの

【窓口申請】

- ・ 申請者（窓口に来る方）の本人確認書類 ※運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真付きのもの
ただし、60歳～65歳未満でインフルエンザ（または肺炎球菌、コロナウイルス、定期带状疱疹）の申請をする人は身体障害者手帳をご提示ください。
- ・ 委任状(本人または同一世帯以外の方が申請する場合のみ)

【郵送申請】

- ・ 申請者の本人確認書類の写し ※運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真付きのもの
ただし、60歳～65歳未満でインフルエンザ（または肺炎球菌、コロナウイルス、定期带状疱疹）の申請をする人は身体障害者手帳の写し（顔写真と障害の程度等が記載されたページ）を提出してください。
- ・ 委任状(本人または同一世帯以外の方が申請する場合のみ)
- ・ 予防接種関係書類送付先変更依頼書(郵送先を変更する場合のみ)

【参考】高齢者予防接種の助成回数

予防接種種類	助成回数
高齢者インフルエンザ	年度内に1回
高齢者肺炎球菌	65歳時に1回
新型コロナウイルス	年度内に1回
带状疱疹 (定期・任意どちらか一方のみ)	生ワクチン(1回) 不活化ワクチン(2回) 生涯1回限り